

小田原市地域経済好循環推進条例

会派意見

○提出会派意見（1会派）

会 派	意見
日本共産党	<p>2010年に中小企業憲章が閣議決定され、2014年に小規模企業振興基本法が成立したことをふまえ、本市の条例においても、小規模企業も含んでいることが分かるように記述したい。</p> <p>そこで、(大企業の協力)に記述されている「中小企業」を「中小企業・小規模事業者」と記述して頂きたい。</p>

小田原市地域経済好循環推進条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、地域に根ざした経済の好循環が本市の地域経済の持続的な発展及び市民生活の基盤となるものであることに鑑み、地域経済の振興を図る施策について、基本理念を定め、市、事業者等、市民等の役割を明らかにするとともに、地域が一体となって経済の循環に係る施策を推進するために必要な事項を定めることにより、本市の地域経済及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 地域経済の好循環を図る施策は、市内事業者が地域経済の重要な担い手であるという認識の下に、市内事業者の活性化及び経営基盤の強化に資するよう推進するものとする。

2 地域経済の好循環を図る施策の推進に当たっては、地域資源の活用が重要となることから、農林水産物、工芸製品等の市内産品をはじめ、本市の自然、歴史、文化、産業技術、エネルギー等のあらゆる地域資源の活用に向けた連携及び新たな発掘に努めるものとする。

3 地域経済の循環の促進を図るためには、市と事業者との間及び事業者間の連携及び協力が必要となることから、受注及び発注の機会の増大に努めることを含め、適切な連携及び協力関係を構築するものとする。

4 地域経済の好循環を実現し、持続していくためには、市民等による地域における消費、担い手の育成及び市内産品等に対する理解が欠かせないものとなることから、地域経済の振興に対する市民等の理解及び協力を促進するものとする。

（市の役割）

第3条 市は、前条の基本理念に基づき、次に掲げる地域経済の好循環を図る施策を推進するものとする。

(1) 市内事業者の経営基盤の強化を促進するための施策

(2) 市内事業者の受注機会の増大を図る等の市と事業者との間及び事業者間の連携及び協力を促進するための施策

(3) 地域資源の情報発信を積極的に行う等により、本市への誘客及び市内外における市内産品等の消費を促進するための施策

2 市は、前項の施策を推進するに当たっては、国及び県の支援事業を活用するほか、周辺の市町との連携に努めるものとする。

(市内事業者の役割)

第4条 市内事業者は、経営基盤の強化により持続的な事業経営に努めるものとする。

2 市内事業者は、優良な商品及びサービスの提供並びにその品質の維持向上に努めるものとする。

3 市内事業者は、雇用機会の確保、人材の育成及び就労環境の整備に努めるものとする。

4 市内事業者は、事業活動を行うに当たっては、地域資源を積極的に活用するよう努めるものとする。

5 市内事業者は、市が実施する地域経済の好循環を図る施策に協力するよう努めるものとする

(大企業の役割)

第5条 市内の大企業は、中小企業の振興が地域経済の発展のために重要であることを踏まえ、市内の中小企業との連携及び協力を努めるものとする。

2 市内の大企業は、市内の中小企業による商品、サービス等の利用に努めるものとする。

(地域経済団体の役割)

第6条 地域経済団体は、市内事業者が経営基盤の強化を図るための取組を積極的に支援するものとする。

2 地域経済団体は、市内事業者に対し、国及び県の支援事業並びに市が実施する施策

の情報を適切に提供するよう努めるものとする。

3 地域経済団体は、市が実施する地域経済の好循環を図る施策に協力するよう努めるものとする。

(市民等の協力)

第7条 市民等は、地域資源を活用した市内産品の積極的な消費及び市内事業者が提供するサービスの積極的な利用に努めるものとする。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

用語の意義の確認

用語	意義
○市民等	市内の住所を有する者、市内に通勤若しくは通学する者
○市内産品	市内で生産、採取される農林水産物若しくは市内で製造・加工され又は販売される物品
○市内産品等	市内産品及び市内事業者が提供するサービス
○地域資源	有形無形を問わない本市の自然、歴史、文化、産業技術、エネルギー等のあらゆる資源